

高知銀行と四国銀行の相続手続きの共通化について

高知銀行（頭取 海治勝彦）および株式会社四国銀行（頭取 山元文明）は、お客さまの利便性向上を図るため、預金などの相続手続きに関する取り扱いを、下記のとおり共通化することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 共通化の背景・目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続手続きの増加が予想されるなか、金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客さまにご負担が生じておりました。

このたび、お客さまの利便性の向上とご負担の軽減を図るため、高知県に本店を置く両行で相続手続きにおける書式やご提出いただく書類を共通化することといたしました。

2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく「相続手続依頼書」の書式を共通化

(2) お客さまからご提出いただく書類を共通化

※ 本件は相続手続きを共同で行うものではございません。したがって、書類等のご提出は各行ごとに必要となります。

※ 被相続人さまのお取引内容によって、手続きが一部相違する取り扱いもございます。

3. 取扱開始日

2023年6月1日（木）

4. その他

今回の相続手続き共通化については、今後高知県内の他の金融機関にも参加を呼び掛けるとともに、引き続き両行でお客さまの利便性に資する取り組みを検討してまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 パーソナルサポート部
担当：野島 TEL 088-871-1589